

取手市緑化ガイドライン



取手市下高井・高源寺の地蔵ケヤキ

取 手 市

平成 28 年 9 月 1 日

< 目次 >

取手市緑化ガイドラインについて	1
I. 【維持管理編】 街路樹及び公園等公共施設の緑化	2
1. 街路樹及び公園等公共施設の樹木にあった景観，樹形をつくる	
(1) 街路樹の並木としての統一美	
(2) 繁茂枝の取り扱い	3
2. 安全の確保	4
(1) 見通しの確保	
(2) 樹木の健康状態の把握	
3. 良好な維持管理を図るための配慮	5
(1) 施設別に見た維持管理上の留意点	
II. 【整備計画編】 将来的にも維持管理しやすい緑化	6
1. 樹木の生長に考慮した樹種の選定・配置	
2. 歩道の確保	
(1) 道路構造令及び市条例で定められた建築限界や歩道幅員の確保	
3. 公園等公共施設の樹木の配置	7
(1) 電線・電話線等の架空線や敷地境界からの離れ	
(2) 安全性の確保	
参考資料	8

取手市緑化ガイドラインについて

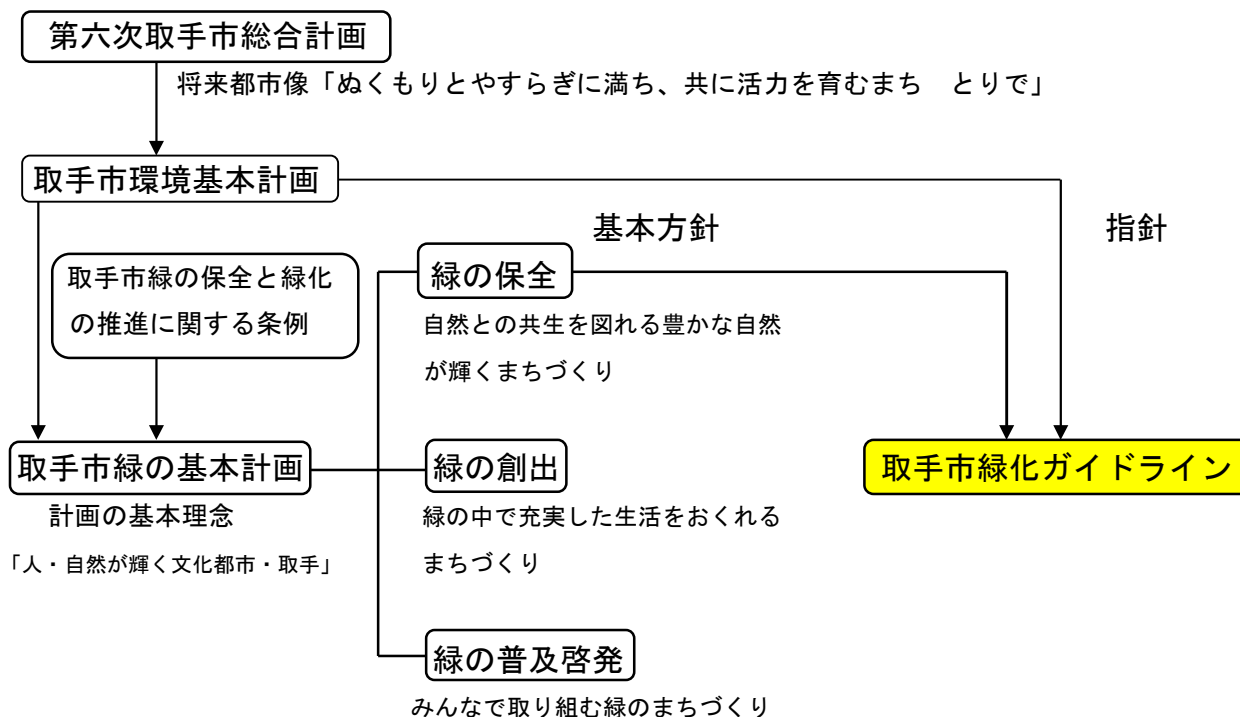
目的

街路樹や公園等公共施設の樹木は、街中の身近なみどりとして、美しい都市景観やみどりに親しむ空間を形成し、市民の日常生活に潤いや安らぎを与える重要な役割を担っています。他方で、街路樹や公園等公共施設に植栽された樹木を生長するままに任せ、適正な維持管理を行わない場合には、落葉による衛生環境の悪化、害虫の発生、日照問題の発生、信号や交通標識等の遮蔽による視認性の低下といった様々な問題を引き起こす恐れがあります。そのため、良好な状態で維持管理していくことが非常に重要となっています。

取手市緑化ガイドラインは、このような観点から、街路樹や公園等公共施設に植栽された樹木の健全な育成を図り、安全安心かつ円滑な市民の日常生活及び道路交通を確保していくことを目的として、市が樹木を適正に維持管理するための基本的な指針として定めるものです。

位置づけ

取手市緑化ガイドラインは、本市が積極的に緑化を推進しつつ、街路樹や公園等公共施設の樹木を適正に維持管理していくため、基本的な考え方や隣接住宅等に配慮すべき事項を定めるとともに、適切な緑化計画、植栽設計及び施工に関する基本的な考え方を定めるものです。



I. 【維持管理編】

街路樹及び公園等公共施設の緑化

1. 街路樹及び公園等公共施設の樹木にあった景観，樹形をつくる

- 規模や立地条件及び植栽の位置，種類等すべてが異なるため，その場にあった樹木剪定をするが，街路樹はできるだけ樹木本来の樹形に近づける。
- 枝葉の繁茂している樹木は，生長に合わせ適宜，枝の間引きや場合によっては間伐し，通風・採光がよくなるようにすることで全体としての樹勢を高める。

(参考資料：<1>街路樹及び公共施設等の基本樹形)

(1) 街路樹の並木としての統一美

①枝下高を揃える

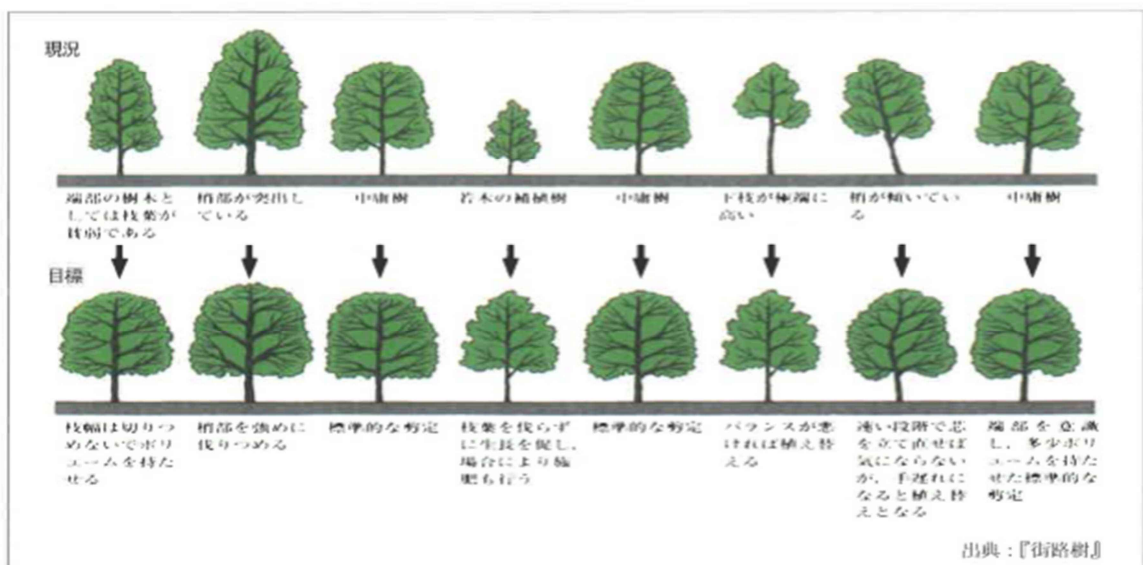
- ・建築限界で定める街路樹の枝下高の下限である歩道側 2.5メートル，車道側 4.5メートルより下方に下枝がある場合は，その位置より上方に下枝を切り上げることとなるが，極端にバランスの崩れたものについては，期間をかけて樹形を再生するように努める。

②樹高と枝張りを揃える

- ・現況の街路樹全体の平均を見極め，丈の高いものや枝張りの広いものは強めに切り詰め，それに達しないものは剪定せずにおくか，樹冠を軽く揃える。

③枝葉の密度を揃える

- ・街路樹全体の枝葉密度のバランスを考慮し，密度の濃いものは強めに透かし剪定を行い，薄いものは剪定せずにおくか，不要枝のみを剪定し通風，採光がよくなるようにすることで樹勢を高める。



統一性を重視する街路樹剪定

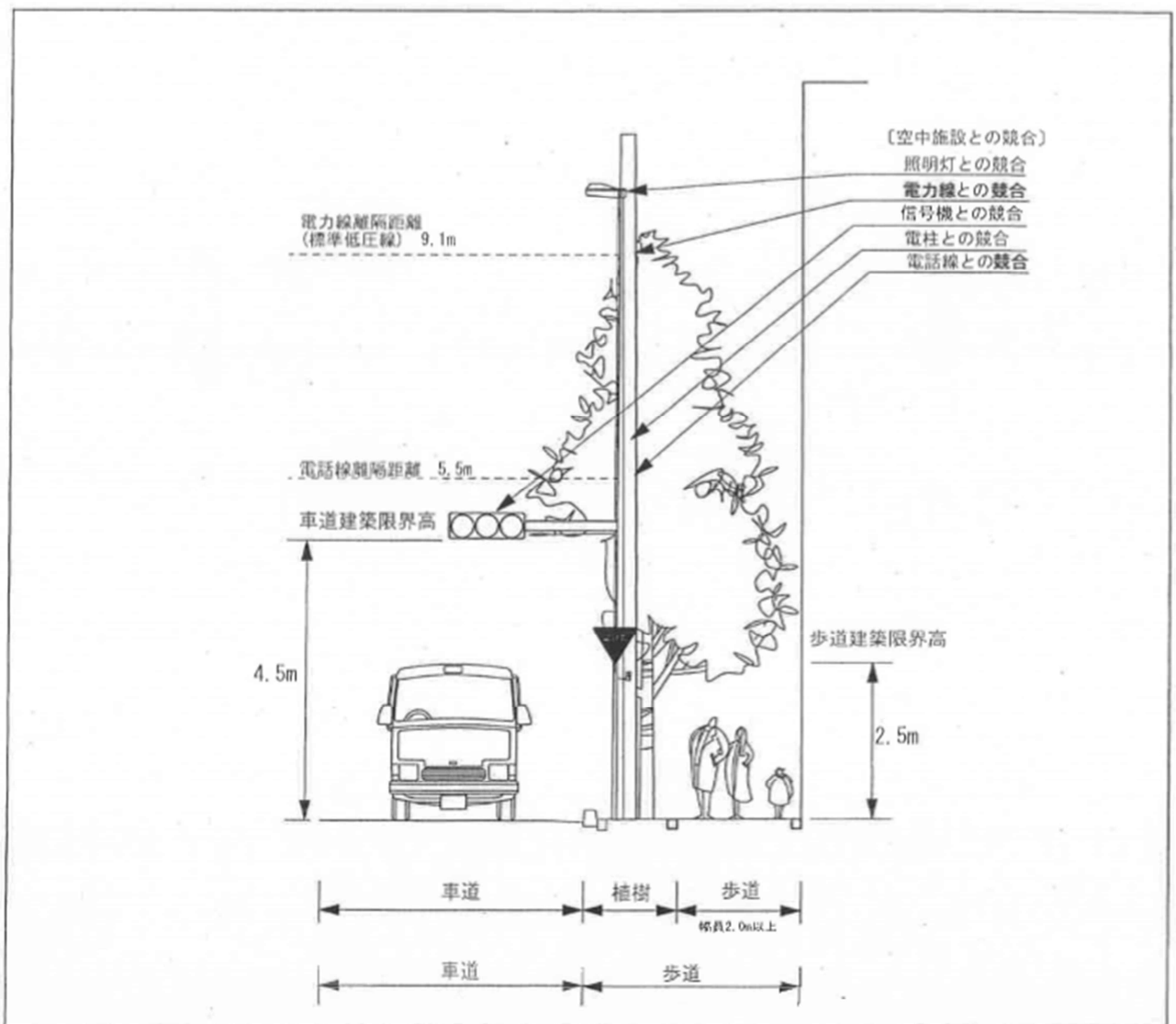
(2) 繁茂枝の取り扱い

①隣接する住宅地や歩道への越境枝

- ・隣接する住宅地や歩道との境界から控えた位置で、できるだけ全体樹形を考慮し剪定を行う。

②街路樹の越境枝

- ・街路樹については、道路構造令で定められた建築限界を遵守し、信号や標識等の見やすさを考慮した剪定を行う。
- ・電線や電話線等の架空線と競合する場合は、樹形を考慮した剪定を行うように占有者に依頼する。



街路樹と占用物件、建築限界

③市民からの要望等で、樹木を大きく切り詰める場合

- ・大枝の枝抜き剪定をするとともに、適度に自然な小枝を残し、できるだけ樹形を考慮し剪定を行う。幹や大枝を途中で切る場合も、小枝を残して、ぶつ切りをしないよう注意する。

(参考資料：<2>剪定手法・<3>剪定の時期)

- ・枝葉の繁茂により照明灯などに影響がある場合や通行の支障となる場合は、必要に応じた剪定を行う。剪定に当たっては、枝抜き剪定（枝透かし）、切り詰め剪定、切返し剪定を基本とし、これらを状況に応じて使い分け、最大の効果を得るように行う。

(参考資料：<2>剪定手法)

- ・公園の花木の剪定や刈込みについては、花芽の分化時期と花芽の着生位置の確認が大切である。春に伸びた枝に花芽をつけ、その年に開花するタイプと翌年に開花するタイプがあるので注意する。

(参考資料：<4>花木の剪定)

2. 安全の確保

○公園では周囲から目が届かない空間が犯罪に利用されやすいことから、不審な行動をとる者を早期に発見できるように見通しを確保する。

○枯木や枯枝等による事故を未然に防止するため、地元町内会・自治会等の協力も得て樹木の健康状態の把握に努める。

(1) 見通しの確保

①樹木の間から自然な監視

- ・公園で枝葉の繁茂している樹木は、下方枝の枝抜き、切返し剪定を行い、周辺の道路や住宅からの見通しを広く確保し、死角が生じないようにする。
また、街路樹についても子供の飛び出し等、危険を早期に発見できるように剪定を行う。

(参考資料：<5>樹体に関する用語・<2>剪定手法)

②道路付帯物（街路灯、標識等）や占用物（電柱、電線等）との共存

- ・道路構造令や市条例により建築限界や歩道幅員の確保は優先されるが、可能な限り緑化に努める。

(参考資料：<7>道路構造令規定及び取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の抜粋)

(2) 樹木の健康状態の把握

①病害虫による被害の防止

- ・病害虫発生を早期発見、また枯枝の落下等、事故を未然に防止するため地元町内会・自治会等の協力を得て樹木の健康状態の把握に努める。

(参考資料：<6>樹種と主な病害虫)

②台風等，強風による事故の防止

- ・台風等，強風による倒木や枝折れの恐れがある樹木を早期に発見し，事故を未然に防止する。

3. 良好な維持管理を図るための配慮

○良好な維持管理を図るために，市が自主的に剪定を行う。

(1) 施設別に見た維持管理上の留意点

①公園（水とみどりの課担当）

- ・公園利用者が快適に過ごせるようにする。

②街路樹（管理課担当）

- ・樹木の生長により，枝葉が建築限界を越えたり，視界の妨げにならないようにする。
- ・歩行者等が快適に通行できるようにする。
- ・強風による倒木や枝折れにより，通行に支障を及ぼさないようにする。

③学校等公共施設（教育委員会教育総務課担当）

- ・環境教育の一環として，極力自然な状態で観察できるよう維持に努める。

Ⅱ. 【整備計画編】

将来的にも維持管理しやすい緑化

1. 樹木の生長を考慮した樹種の選定・配置

- 街路樹は均整のとれた統一美を創出するため、樹種を揃える。また、道路空間規模に見合った樹種とする。
- 樹木の生長を考慮し完成形まで育った時に隣の樹木の枝が重ならないように間隔を揃える。
- 上空に架空線（電線等）のある場所や隣接する住宅地等との境界に植樹する時は、完成形まで育った時を考慮して樹種を選定し、架空線または境界から離す等の配置にする。

2. 歩道の確保

- 道路の付帯物（街路灯、標識等）や占用物（電柱、電線等）と競合する場合は、歩行者等の障害になることのないよう、また危険を与えることのないように配慮する。

（1）道路構造令及び市条例で定められた建築限界や歩道幅員の確保

- ①歩道幅員 2.0メートル以下の場所への新規の植樹は行わない。また、既存樹木については、安全性を考慮する。
- ②道路の付帯物や占用物等により歩行者等の障害になったり、道路交通の障害になるような植樹は行わない。
- ③植樹する場合は樹木の生長を考慮した樹種の選定・配置を行う。

3. 公園等公共施設の樹木の配置

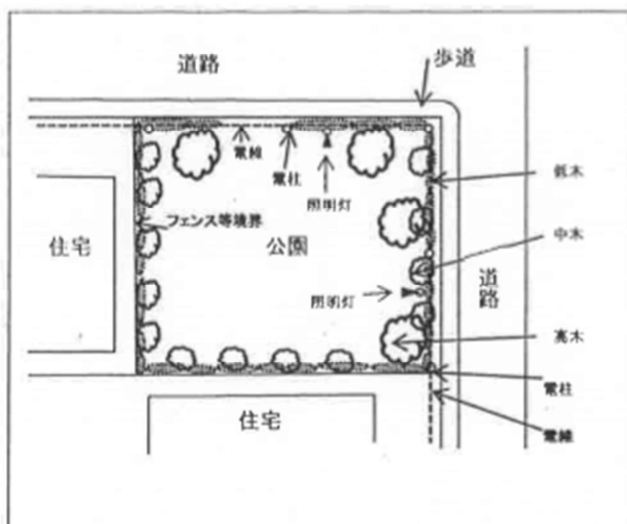
- 新たに植樹する場合は、架空線や隣接地等に配慮した樹種の選定・配置を行う。
- 利用者の安全性に配慮した樹種の選定・配置を行う。

(1) 電線・電話線等の架空線や敷地境界からの離れ

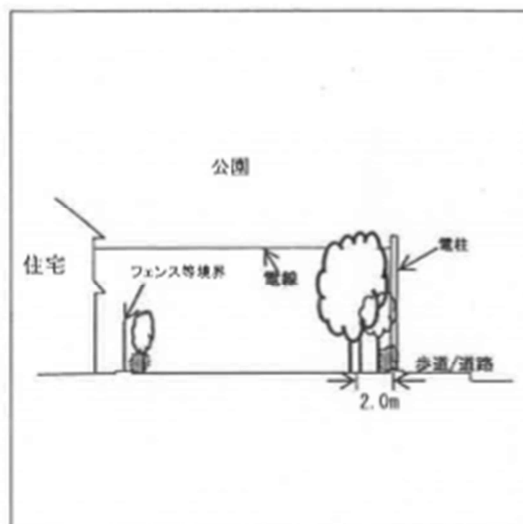
- ①架空線にかかる場所に高木を植栽する時は、架空線から最低2.0メートル離す。また、中低木にした場合でも樹種の選定・配置を考慮する。
- ②住宅地等が隣接している場合は、日照を妨げることのないよう隣接住宅側には高木の植栽は行わない。また、その他においても生活環境を考慮した樹種の選定・配置を行う。

(2) 安全性の確保

- ①見通しや照明灯との競合等、安全性を考慮した樹種の選定・配置を行う。



配置イメージの平面図



配置イメージの立面図

参考資料

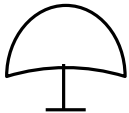


取手市桜が丘・桜が丘通り（サクラ並木）

＜ 参 考 資 料 目 次 ＞

＜ 1 ＞ 街路樹及び公共施設等の基本樹形	参-1
＜ 2 ＞ 剪定手法	参-2
＜ 3 ＞ 剪定の時期	参-5
＜ 4 ＞ 花木の剪定	参-6
＜ 5 ＞ 樹体に関する用語	参-7
＜ 6 ＞ 樹種と主な病害虫	参-8
＜ 7 ＞ 道路構造令規定及び取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の抜粋	参-9

<1> 街路樹及び公共施設等の基本樹形

形状 基本樹形	種名
卵, 球 楕円形 	アオキ, アオハダ, <u>アキニレ</u> , <u>アジサイ</u> , <u>アメリカフウ</u> , <u>アメリカハナミズキ</u> , <u>イヌガシ</u> , <u>イロハモミジ</u> , <u>ウメ</u> , <u>ウメドキ</u> , <u>ウバメガシ</u> , <u>ウワミズザクラ</u> , <u>エゴノキ</u> , <u>エノキ</u> , <u>エンジュ</u> , <u>カツラ</u> , <u>カンツバキ</u> , <u>キンモクセイ</u> , <u>ギンモクセイ</u> , <u>クスノキ</u> , <u>クヌギ</u> , <u>クロガネモチ</u> , <u>コナラ</u> , <u>コブシ</u> , <u>サザンカ</u> , <u>サトザクラ</u> , <u>サルスベリ</u> , <u>サンゴジュ</u> , <u>シラカシ</u> , <u>シラカバ</u> , <u>スダジイ</u> , <u>ソメイヨシノ</u> , <u>タブノキ</u> , <u>ツガ</u> , <u>ツゲ</u> , <u>ツバキ</u> , <u>トウカエデ</u> , <u>トウネズミモチ</u> , <u>ナツツバキ</u> , <u>ナンキンハゼ</u> , <u>ニセアカシア</u> , <u>ニレ</u> , <u>ネジキ</u> , <u>ネズミモチ</u> , <u>ネムノキ</u> , <u>ハクモクレン</u> , <u>ハナノキ</u> , <u>ハナミズキ</u> , <u>ヒイラギ</u> , <u>ヒサカキ</u> , <u>ヒメシャラ</u> , <u>ヒメユズリハ</u> , <u>ビワ</u> , <u>ポプラ</u> , <u>マサキ</u> , <u>マテバシイ</u> , <u>マンリョウ</u> , <u>ムクゲ</u> , <u>モチノキ</u> , <u>モッコク</u> , <u>ヤブツバキ</u> , <u>ヤマボウシ</u> , <u>ヤマモモ</u> , <u>ユズリハ</u> , <u>ユリノキ</u> , <u>ライラック</u> , <u>リョウブ</u> , <u>リュウキュウツツジ</u> , 他
円錐形 	アスナロ, <u>イチヨウ</u> , <u>イヌマキ</u> , <u>エレガントシマ</u> , <u>カイヅカイブキ</u> , <u>クロマツ</u> , <u>コノテガ</u> <u>シワ</u> , <u>サワラヒバ</u> , <u>スギ</u> , <u>タイサンボク</u> , <u>タイワンフウ</u> , <u>ドイツトウヒ</u> , <u>ニオイヒバ</u> , <u>ニッコウヒバ</u> , <u>ハマヒサカキ</u> , <u>ハンノキ</u> , <u>ヒノキ</u> , <u>ヒマラヤスギ</u> , <u>ビャクシン</u> , <u>メタセコイヤ</u> , <u>ヨシノスギ</u> , 他
円柱形 	<u>カイズカイブキ</u> , <u>ゲッケイジュ</u> , <u>プラタナス</u> , <u>ベニカナメモチ</u> , <u>レッドロビン</u> , 他
盃, 扇形 	<u>アオダモ</u> , <u>オオシマザクラ</u> , <u>カラタチ</u> , <u>ギンヨウアカシア</u> , <u>クリ</u> , <u>ケヤキ</u> , <u>サクラ</u> , <u>ソロ</u> , <u>ツゲ</u> , <u>ナツツバキ</u> , <u>ヤツデ</u> , <u>ヤブツガキ</u> , <u>ヤマウグイスカズラ</u> , <u>レンギョウ</u> , 他
枝垂形 	<u>キョウチクトウ</u> , <u>コムラサキシキブ</u> , <u>シダレザクラ</u> , <u>シダレヤナギ</u> , <u>ユキヤナギ</u> , <u>レンギョウ</u> , 他
半球形 	<u>シャリンバイ</u> , <u>ジンチョウゲ</u> , 他
他・株立ち等	<u>アセビ</u> , <u>ザクロ</u> , <u>オオムラサキツツジ</u> , <u>クリシマツツジ</u> , <u>キンシバイ</u> , <u>クチナシ</u> , <u>コデマリ</u> , <u>サツ</u> <u>キツツジ</u> , <u>ツツジ</u> , <u>ドウダンツツジ</u> , <u>トベラ</u> , <u>ナンテン</u> , <u>マユミ</u> , <u>ハギ</u> , <u>ヒラドツツジ</u> ,

※太字:高木, 下線:中低木

街路樹に限定した高木の基本樹形の参考とし, 公園等での樹木では植栽環境等もあるため, その場に合った剪定をする。

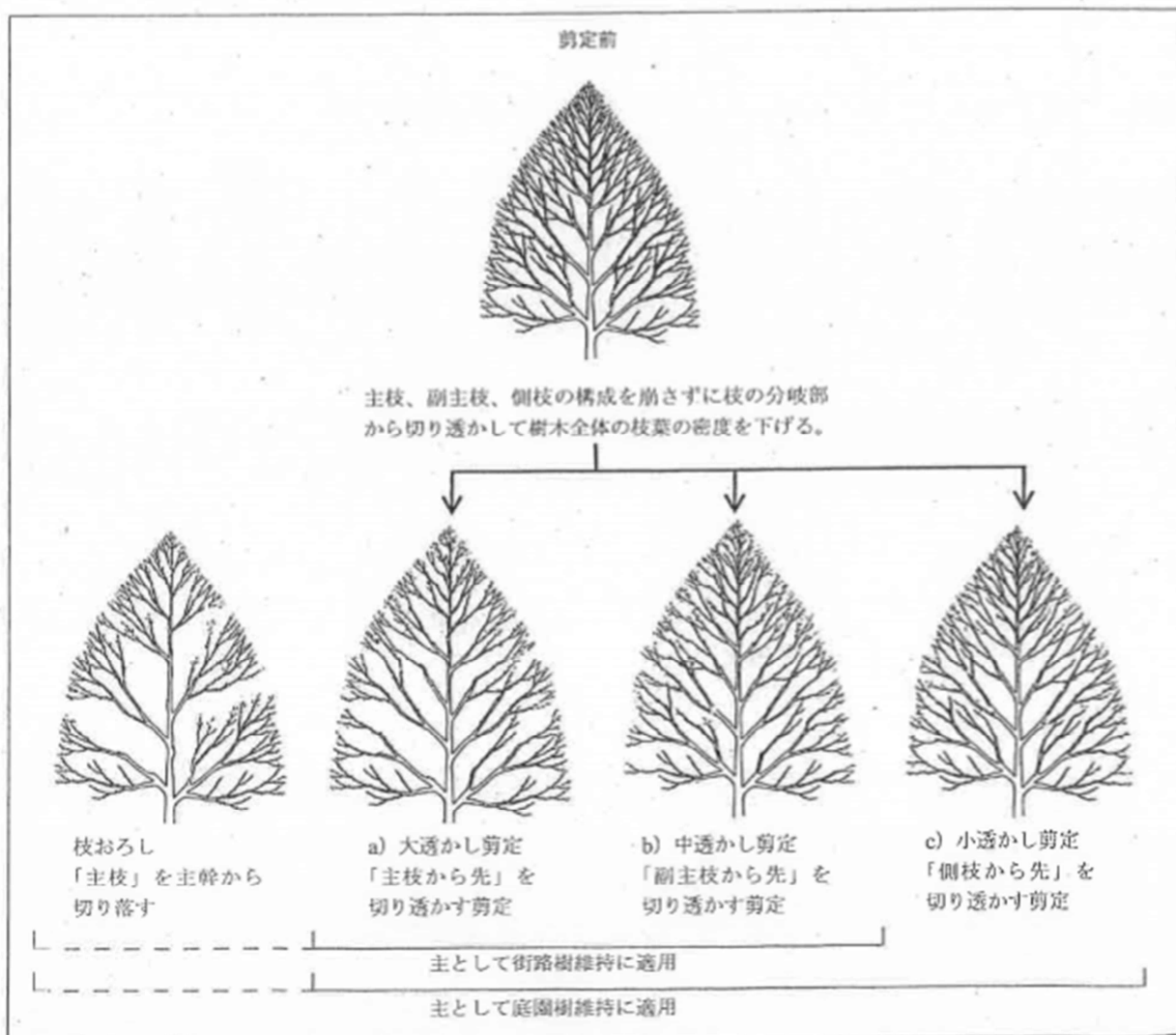
< 2 > 剪定手法

① 枝抜剪定と切返剪定

- ・ 枝抜剪定は、混み合っている枝を間引いて枝葉の密度を下げる剪定をいう。
- ・ 切返剪定は、長い枝先を短い枝先に切返す剪定をいう。街路樹や公園樹木は「切返剪定」の手法が基本となる。

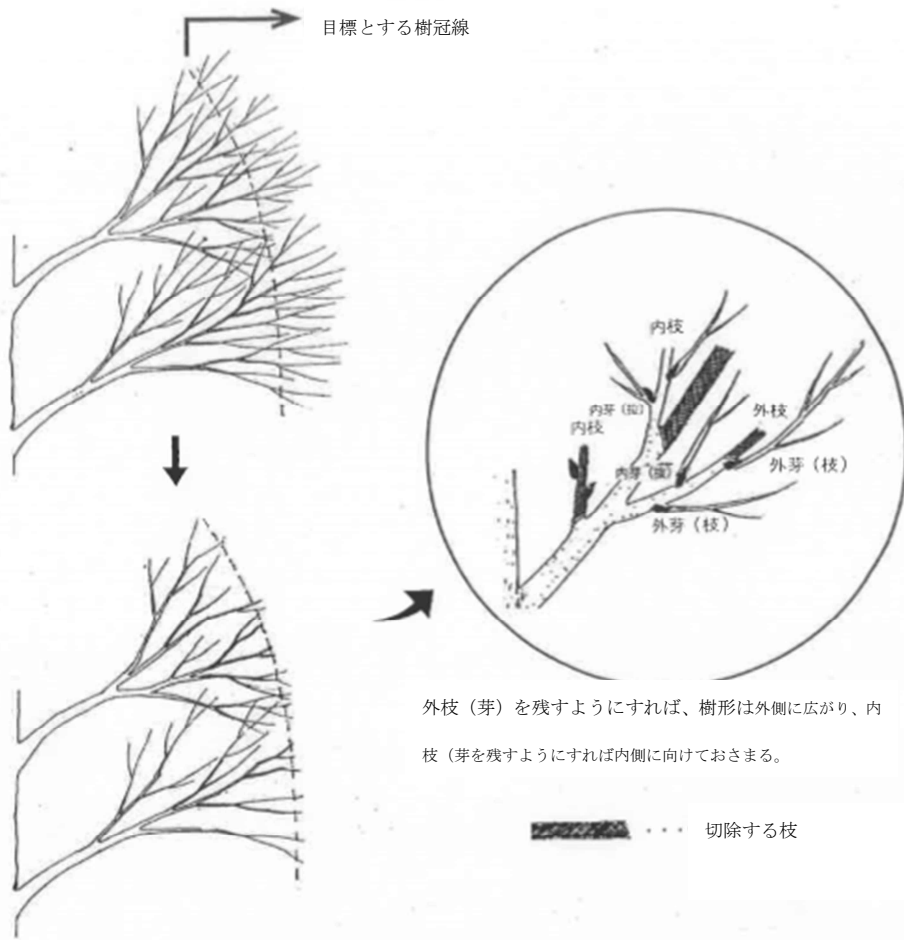
② 切詰剪定

- ・ 切詰剪定は、枝の途中で切除して短く詰め、そこから萌芽する新たな枝によって、樹冠を構成する目的で行う剪定をいう。大樹になりやすいケヤキ、イチョウ、クスノキなどの場合、樹形縮小のため強い切詰剪定も必要になる。
- ・ 強い切詰剪定を行う場合、「主枝から幹」にまで及ぶことになるため、戻るまでに多くの時間を要する。
- ・ 斜め切りが基本となる。



枝抜剪定の呼び方

■切返剪定によって長く伸びた枝を分岐した短い枝に切り替え、目標とする樹冠より長く伸びた枝は芽の上で切り詰める



切返剪定の詳細

●剪定前の樹形

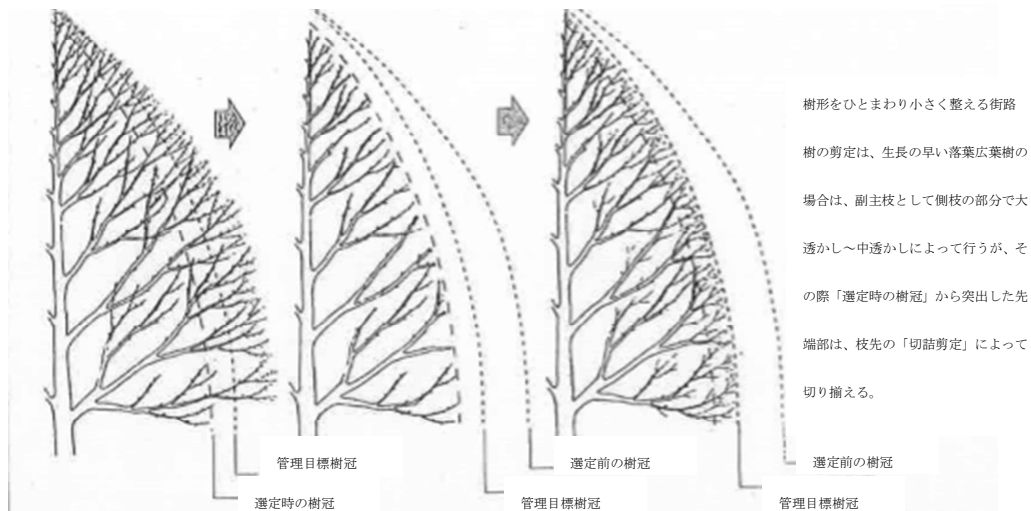
「管理目標樹冠」を想定し、「選定時の樹冠」を決める

●選定時の樹形

切返剪定による枝抜きと切詰
剪定による側枝の切詰めによって選定時の樹冠に縮小する

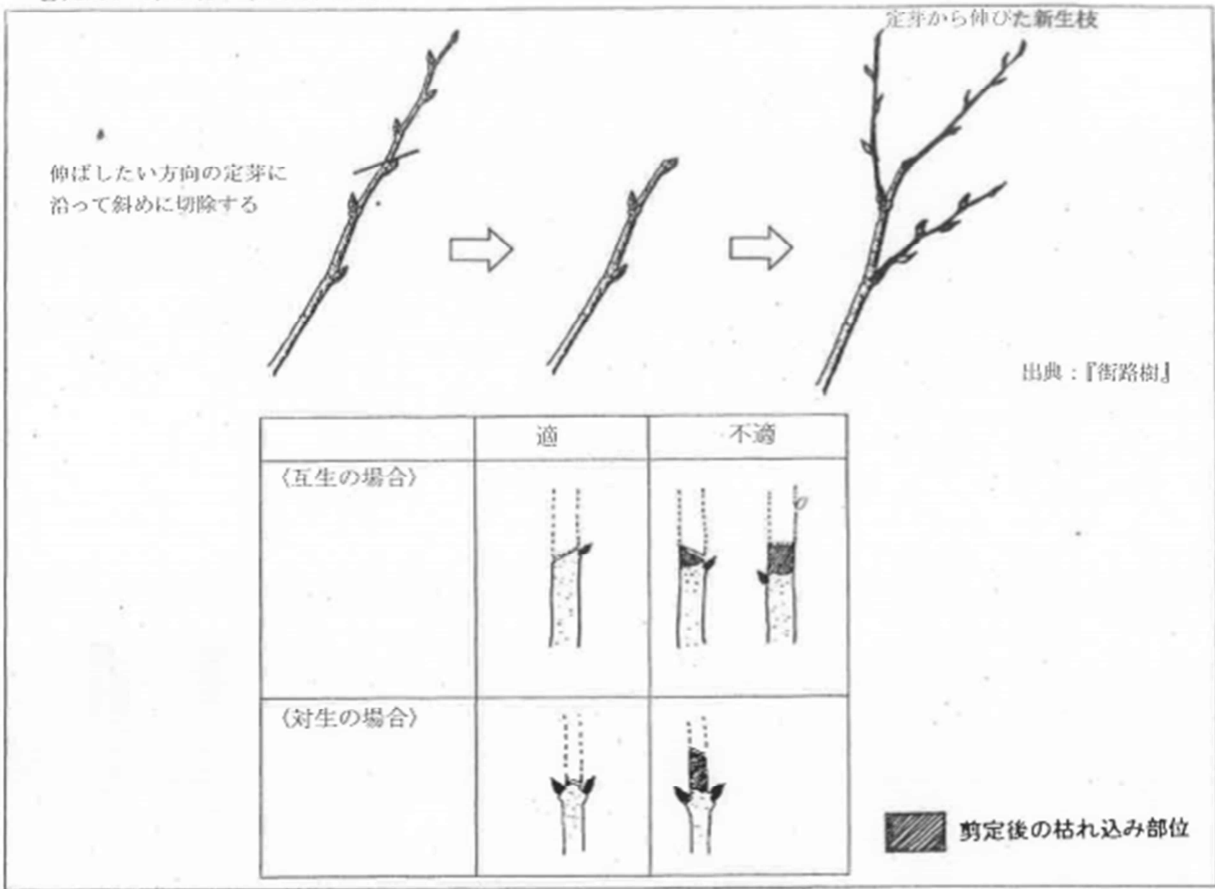
●管理目標の樹形

剪定後の萌芽によって剪定前の樹冠より一まわり小さな「管理目標樹冠」がつくられる



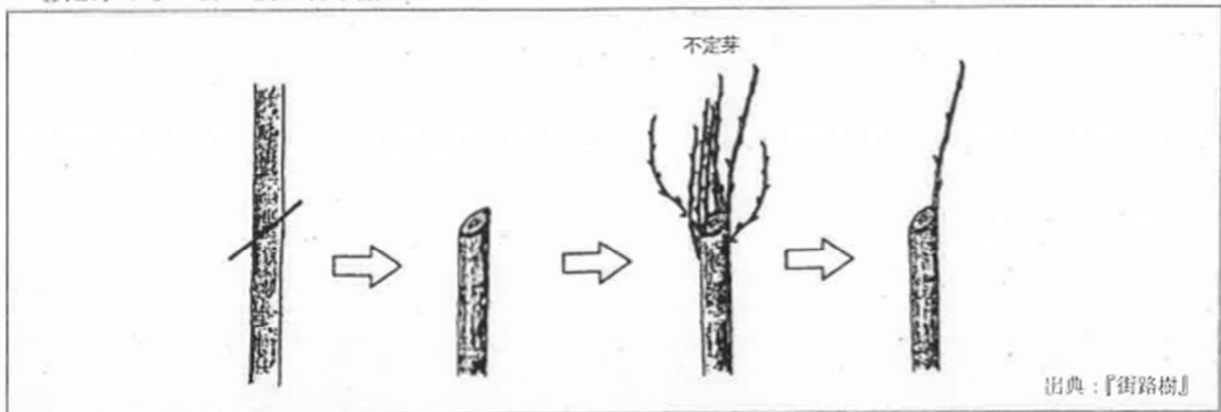
切返剪定による樹冠の縮小

①定芽がある若い枝の切り詰め



切詰剪定

②定芽のない古い枝の切り詰め



＜3＞剪定の時期

時期は、樹体に最も負担の少ない時期に行うことが大前提である。

①適期

特に寒さに弱い樹種やこの時期に蕾をつけている花木などについては、個別の適期を選ぶこともあるが、街路樹剪定の基本は冬期剪定である。

a) 冬期剪定

落葉樹はダメージを最小限度に止めるために休眠している晩秋から早春に至る冬期間に行い、枝のバランスを見ながら樹木全体の骨格をつくる。

b) 夏期剪定

冬期に剪定した落葉樹の枝から萌芽した枝の密度調整や乱れた樹冠を整える目的で行われる軽剪定で、樹冠内の風通しを良くし、病虫害の発生を防ぎ、台風などによる風倒防止にも有効である。

②不適期

特に樹木の健康上からも街路樹機能の面からも剪定を原則的に避けなくてはならないのは、「新緑の展開期の剪定」、「秋早い剪定」、「耐寒力の小さい常緑広葉樹の厳寒期の剪定」、「花芽分化後の花木の剪定」である。

a) 新緑の展開期の剪定

落葉樹、常緑樹に限らず、若葉の展開には多くのエネルギーが必要であるため、冬期剪定の遅れは、樹木の衰弱を招くので原則的に行わない。

b) 秋早い剪定

この時期の枝葉の切除は、夏の間葉に貯めた栄養分を樹体に蓄積できない上に秋の再萌芽を余儀なくされ、不時に展開した若葉はそのまま冬を迎えすぐに枯死することになるので原則的に行わない。

c) 耐寒力の小さい常緑広葉樹の厳寒期の剪定

常緑広葉樹は、冬期間も葉をつけるため、特に厳寒期の剪定は行わない。

d) 花芽分化後の花木の剪定

サクラ類、コブシ、ハナミズキ、トチノキなどは「冬期剪定」の時期には、すでに花芽ができているため、これらの花木は花が終わった直後から1ヶ月以内の間の翌年の花芽が形成される前に剪定する。もし、冬期剪定を行う場合は軽度な枝抜き剪定程度に止める。

<4>花木の剪定

①その年に開花するタイプ

基本的には、花後から新梢が伸び始めるまでの間に剪定する。

樹種	花芽分化期	剪定時期	花芽の位置	開花時期
アベリア	5月～10月	花後～4月	新梢の先端	6月～11月
キョウチクトウ	ほぼ1年中	11月～3月	頂芽	5月～10月
キンモクセイ	6月～9月	10月～3月	側芽	10月～11月
キンシバイ	4月～5月	11月～3月	頂芽	6月～7月
サザンカ	6月～7月	1月～4月	頂芽	11月～1月
サルスベリ	4月～6月	12月～3月	頂芽	7月～10月

②翌年に開花するタイプ

基本的には、花後すぐか、花芽の決まった冬に剪定する。

樹種	花芽分化期	剪定時期	花芽の位置	開花時期
ウメ	8月～11月	11月～12月	側芽	1月～3月
エゴノキ	7月～8月	花後と12月	頂芽	5月～6月
クチナシ	7月～8月	7月	頂芽	6月～7月
コデマリ	9月～10月	6月	側芽	4月～5月
コブシ	6月～7月	11月～1月	頂芽	3月～4月
サクラ類	6月～8月	11月～1月	側芽	3月～4月
サツキ	7月～8月	6月～7月	新梢の節	5月～6月
シャリンバイ	7月～8月	6月	頂芽	5月～6月
ジンチョウゲ	7月～9月	花後～4月	頂芽	4月～5月
タイサンボク	7月～8月	花後と12月	頂芽	5月～6月
ツツジ類	6月～8月	5月～6月	頂芽	4月～5月
ドウダンツツジ	8月～9月	花後～4月	頂芽, 側芽	4月～5月
ハクモクレン	5月～6月	11月～2月	頂芽	4月～5月
ハナミズキ	7月～8月	11月～3月	頂芽	4月～5月
ユキヤナギ	9月～10月	花後	側芽	3月～4月
ユリノキ	9月～10月	4月～5月	頂芽	6月～7月
ライラック	7月～8月	花後	頂部の側芽	4月～5月
レンギョウ	7月～8月	花後と12月	頂部の側芽	3月～4月

< 5 > 樹体に関する用語

・ 樹形をつくる枝の呼称
 樹形を構成する「枝」を表す呼称は、各分野によって異なり、造園的には枝の出る順番から一番枝、二番枝、三番枝のように使われることが多い。その他にも一番枝に対して主枝、二番枝に対して副主枝や亜主枝が使われるが、ここでは、主枝、副主枝、側枝の呼称を用いる。

主枝(しゅし)
 幹から出た枝で樹冠のもととなる太い枝

副主枝(ふくしゅし)
 主枝から分かれ、樹冠の肉付けとなる中程度の太さの枝

側枝(そくし)
 副主枝から分かれ、樹冠の外縁を形作る細い枝

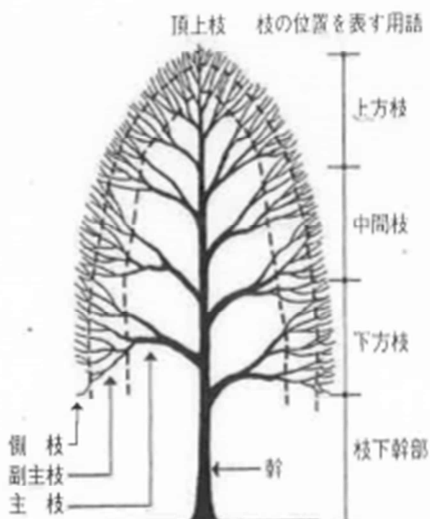
・ 位置を表す呼称

頂上枝(ちょうじょうし)
 樹冠頂部の枝

上方枝(じょうほうし)
 頂上枝を含めた樹冠の上部約 1/3 を形成する枝

中間枝(ちゅうかんし)
 樹冠の中間部分を形成する枝

下方枝(かほうし)
 樹冠の下部約 1/3 を形成する枝



枝の位置を表す用語

上方枝

中間枝

下方枝

枝下幹部

頂上枝

側枝

副主枝

主枝

幹

出典：『園路樹』

樹木の骨格を構成する枝の名称

・ 植物生理上の枝の呼称

徒長枝(とちょうし)
 本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い

土用枝(二番枝)
 夏以降に伸びた枝で、徒長枝となりやすい

ひこばえ(やご)
 根元または地中にある根元に近い根から発生する小枝

弱ぶき枝
 樹木の衰弱が原因で、幹から発生した小枝

枯枝
 枯死した枝

・ 形態からの呼称

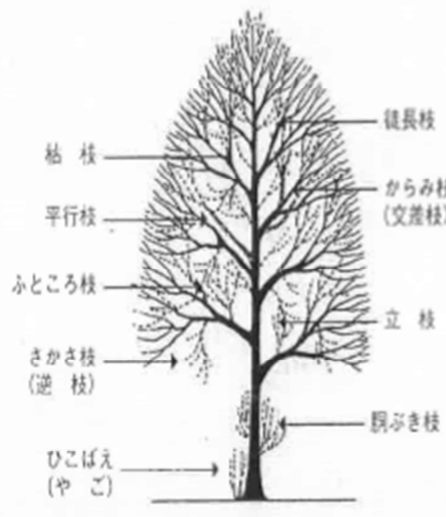
からみ枝(交差枝)
 他の枝に絡みついたような形になっている枝

さかさ枝(逆枝)
 外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝

ふところ枝
 副主枝よりも内側にある弱小な枝

平行枝
 同じ方向に伸びる上下に並行した枝

立枝(たちえ)
 幹に並行して立ち上がっている枝



徒長枝

からみ枝(交差枝)

立枝

弱ぶき枝

枯枝

ひこばえ(やご)

さかさ枝(逆枝)

ふところ枝

平行枝

立枝(たちえ)

出典：『街路樹』

樹形を乱す要因となる枝の名称

<6> 樹種と主な病害虫

樹種	害虫	特徴
ウメ ツバキ サザンカ 他	アブラムシ類	植物で、アブラムシの寄生しない植物はないといっているほど。新芽や新梢・葉裏に群棲し、汁液を吸収する。
サクラ類 ハナミズキ プラタナス シラカバ 他	アメリカシロヒトリ	戦後アメリカから侵入してきたヒトリガ科の蛾で葉を食害する代表的なケムシ。年2回(5~7月,8~9月)発生する。
イチョウ ウメ エンジュ カイヅカイブキ ケヤキ サルスベリ シャリンバイ 他	カイガラムシ類	植物の汁液を吸収し、種類も非常に多い。枝や葉などに寄生し、植物を衰弱させるだけでなく、排せつ物はすす病やこうやく病などの病気を誘発し※1同化作用が悪くなるとともに美観も損なうことになる。被害は1年中ある。
サクラ類 サツキ ツツジ類 他	ゲンバウムシ	※2軍配型の虫が葉裏に寄生し、汁液を吸収する。サツキやツツジに多く、葉に白斑点や白っぽくなったりする。春から秋に発生する。
カシ・ナラ類 クスノキ ハギ類 モミジ 他	ケムシ類	チョウやガの幼虫で、虫に多数の毛が生えているものを総称してケムシと呼び葉を食害する。種類は非常に多く、被害の少ないものから集団発生して樹木の葉を丸坊主にするものもある。
サンゴジュ サザンカ・ツバキ モクレン モッコク 他	ハマキムシ	植物の葉を巻いて、その中に生息し葉や芽、つぼみを食害する。極めて雑食性なケムシの仲間発生期間が長い。

※1 同化作用：生物が外界から摂取した物質を、特定の化学変化を経て、自己の成分あるいは有用な物質に合成する反応。植物の光合成など。

※2 軍配型の虫：ゲンバウムシ科の昆虫の総称。大きさ3~4ミリのカメムシで、はねを閉じた形が軍配うちわに似る。サツキ・ツツジなどの葉につき汁を吸う害虫。

＜7＞道路構造令規定及び取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の抜粋

道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)

(歩道)

第十一条 第四種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

- 2 第三種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りでない。
- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

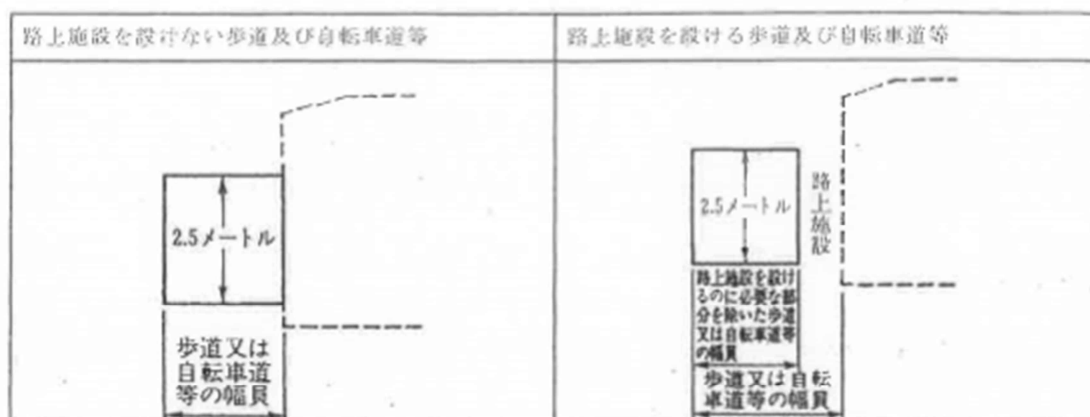
(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

(一)		(二)	(三)
車道に接続して路肩を設ける道路の車道((三)に示す部分を除く。)		車道に接続して路肩を設けない道路の車道 (三)に示す部分を除く。	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分
歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道		
<p>この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、三メートル)まで縮小することができる。</p> <p>a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。)、小型道路にあつては〇・五メートル</p> <p>b 普通道路にあつてはH(三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。)から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては〇・二メートル</p> <p>c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは〇・二五メートル、dは〇・五メートル</p>			
区分		c(単位 メートル)	d(単位 メートル)
第一種	第一級	普通道路	〇・五
		小型道路	〇・五
	第二級	普通道路	〇・二五
		小型道路	〇・五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・二五
		小型道路	〇・五
第二種		普通道路	〇・二五
		小型道路	〇・五
第三種		〇・二五	〇・五
第四種		〇・二五	〇・五
<p>e 車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値)</p>			

第二図



取手市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年3月26日条例第15号)

歩道

第11条

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

＜参考文献＞

街路樹剪定ハンドブック：一般社団法人日本造園建設業協会